

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護） 重要事項説明書

（令和6年4月1日改定）

当事業所は介護保険法による指定を受けています。
（指定事業者番号：京都市 第2674100041号）

当事業所は、契約者に対して指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 事業者	P. 1
2. 事業所の概要	P. 1
3. 居室の概要	P. 2
4. 職員の配置状況	P. 3
5. 当事業所が提供するサービス	P. 4
6. 介護保険給付対象サービスの料金	P. 5
7. 介護保険給付対象外サービスの料金	P. 7
8. 利用料の負担軽減制度について	P. 9
9. 利用の中止、変更、追加	P. 10
10. 利用料金のお支払方法	P. 10
11. 事業所利用上の留意事項	P. 10
12. 個人情報の保護	P. 12
13. 事故発生時の対応	P. 12
14. 損害賠償について	P. 12
15. 非常災害対策	P. 12
16. 感染症対策の強化	P. 12
17. 業務継続に向けた取組み	P. 13
18. 虐待防止のための取組み	P. 13
19. 身体的拘束等の適正化のための取組み	P. 13
20. ハラスメント防止のための取組み	P. 13
21. 当事業所の苦情の受付	P. 14
22. 第三者評価の受審状況	P. 14
23. 利用の終了（契約の終了）	P. 15
24. 連帯保証人	P. 16

社会福祉法人 京都悠仁福祉会

特別養護老人ホーム ヴィラ山科

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 京都悠仁福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 京都府京都市伏見区深草正覚町 23 番 |
| (3) 電話番号 | 075-561-6550 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 武田 隆久 |
| (5) 設立年月日 | 平成18年2月14日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 短期入所生活介護事業所
(令和3年11月1日 京都市指定更新)
介護予防短期入所生活介護事業所
(令和3年11月1日 京都市指定更新)
※当事業所は、特別養護老人ホーム ヴィラ山科に併設されています。 |
| (2) 事業の目的 | 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者（利用者）が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な介護及び機能訓練を行うことにより、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、契約者の尊厳を保持し、軽度者の有する能力を踏まえつつ自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービス提供体制を構築し、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画に基づいて、契約者に対し短期入所生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム ヴィラ山科 |
| (4) 事業所の所在地 | 京都市山科区大宅御所田町115番地1 |
| (5) 電話番号 | 075-572-6677 |
| (6) F A X 番号 | 075-572-6866 |
| (7) 管理者職氏名 | 施設長 中田 泰司 |
| (8) 事業所の運営方針 | <ol style="list-style-type: none">① 尊敬と思いやりの心をもって専門的サービスを提供し、高齢者が安心して心豊かに生活できる環境作りに努めるとともに、利用者から信頼される施設運営を行う。② 地域に信頼される福祉拠点として総合的介護機能を充実させ、福祉・保健・医療との連携を密にし、地域住民の信頼に応える。③ 職員がお互いに力を合わせて魅力ある施設作りのために努力し、常にサービスの自己評価を行うとともに改善を図り、職員の研修及び自己研鑽に努める。④ 当事業者は、ISO9001:2015 (JIS Q 9001:2015) の規格要求事項に従い、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、且つ維持することで業務の有効性を継続的に改善する。 |
| (9) 開設年月日 | 令和3年11月1日 (法人合併前平成11年3月1日) |

(10) 併設されている他の事業

当事業所に併設されている事業は、次のとおりです。

①介護老人福祉施設[80名]	令和3年11月1日指定
②通所介護 [1日定員 35名]	令和3年11月1日指定
③居宅介護支援事業	令和3年11月1日指定
④訪問介護	令和3年11月1日指定
⑤認知症対応型通所介護 [1日定員 12名]	令和3年11月1日指定
⑥介護予防認知症対応型通所介護	令和3年11月1日指定
⑦介護予防型デイサービス	令和3年11月1日指定
⑧介護型ヘルプサービス	令和3年11月1日指定
⑨生活支援型ヘルプサービス	令和3年11月1日指定
⑩支え合い型ヘルプサービス	令和3年11月1日指定

(11) 通常の事業の実施地域 京都市全域と滋賀県大津市追分町・藤尾奥町・横木地区

(12) 通常の送迎の実施範囲 山科区、伏見区醍醐支所管内、滋賀県大津市追分町・藤尾奥町・横木地区

(13) 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	年中無休
利用定員	10名
受付時間	8:30～17:00

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。利用される居室は、原則として1人部屋ですが2人もしくは4人部屋の居室を使用していただくこともあります。また、その場合でも各ベッド間に仕切りを設けていますので、個室感覚でご利用いただけます。必要に応じて、畳部屋対応も可能となっています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	10室	電動式ギャッジベッド、チェスト、床頭台完備 電話設置用配管済、共用洗面台(個室は専用) ナースコール
2人部屋	20室	
4人部屋	10室	
合計	40室	
食堂	2室	2階・3階各1室、共用冷蔵庫、オゾン発生型消臭設備
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、訓練台、姿勢矯正鏡他
浴室	4室	一般浴、座位式浴槽、特殊浴槽、個浴室(2・3階各1室)
医務室	1室	ヴィラ山科診療所 (ただし、保険医療機関ではありません。)

- ※1 上記の居室及び設備は、併設の指定介護老人福祉施設と共用となっています。
- ※2 厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業所に設置が義務付けられている施設・設備です。
- ※3 契約者の心身の状況により、使用していただく居室を選定いたします。また、利用中に心身の状況の変化等により居室を変更する場合があります。その際には、緊急の場合を除き契約者やその家族等と協議のうえ決定するものとします。
- ※4 トイレは、各階に2か所ずつ配置されています。

4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

職 種	配置	資格保有者等
1. 管理者（施設長）	1名	
2. 生活相談員	1名以上	介護支援専門員・介護福祉士 社会福祉士
3. 介護職員	30名以上	介護支援専門員・介護福祉士
4. 看護職員	3名以上	看護師
5. 管理栄養士	1名以上	管理栄養士
6. 栄養士	1名以上	栄養士
7. 調理員	3名以上	調理師
8. 機能訓練指導員	1名以上	理学療法士
9. 事務職員	1名以上	
10. 介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員
11. 医師	1名以上	医師
12. 介助員	1名以上	
13. 介護補助	1名以上	

- ※1 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）80床の配置職員数を合計して表示しています。
- ※2 職員の配置については、指定基準を充たしています。

(2) 各職種の主な業務内容

- ・管理者（施設長）
事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
- ・生活相談員
契約者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内や他機関との連携において必要な調整を行います。
- ・介護職員
施設サービスの提供にあたり契約者の心身の状態等を的確に把握し、契約者に対して適

切な介護を行います。

・看護職員

健康チェック等を行うことにより契約者の健康状態を的確に把握するとともに契約者の必要な看護処置を行う。また、診察の補助、協力病院と契約者の健康に関する情報交換を行います。

・管理栄養士

栄養、契約者の身体の状況や嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たします。

・栄養士

調理業務全般及び栄養管理業務の補助を行います。

・調理員

適時適温を考慮し、調理業務全般を行い、安心・安全な食事を提供します。

・機能訓練指導員

契約者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行います。

・事務職員

施設の維持・運営に必要な事務を行う。

・介護支援専門員

施設サービス計画の作成に関する業務を担当します。

・医師

契約者に対して健康管理を行なうとともに必要に応じ契約者の診察を行います。

・介助員

入所者の送迎の介助、車の運転、設備の管理等または介護職員の補助を行う。

・介護補助

介護職員が行う身体介護以外の周辺業務を行う。

5. 当事業所が提供するサービス

種類	内容
食事の介助	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、離床して食堂でとって頂けるように配慮します。 【食事時間】朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
入浴の介助	入浴または清拭を週2回行います。 座位のとれない方は、特殊浴槽等を使用して入浴ができます。 サービス提供時は、プライバシーの保護に配慮します。
排泄の介助	排泄の自立に向けて、利用者の状況に応じた適切な排泄介助を行います。 サービス提供時は、プライバシーの保護に配慮します。
着替え等	寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう援助します。 個人としての尊厳に配慮し、快適な生活が送れるよう、適切な整容を行う援助をします。
機能訓練	利用者の心身の状況に応じて、機能訓練指導員が、生活機能の維持、改善に努めます。

6. 介護保険給付対象サービスの料金

下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いいただきます。サービスの利用料金は、契約者の要介護（支援）度及び利用される居室に応じて異なります。

（1）短期入所生活介護サービスの1日あたりの利用料金

①従来型個室（表1）

	要介護度	1割負担額	2割負担額	3割負担額
サービス利用に係わる自己負担額 (1日あたり)	要支援1 (451単位)	476円	952円	1,428円
	要支援2 (561単位)	592円	1,184円	1,776円
	要介護1 (603単位)	637円	1,273円	1,909円
	要介護2 (672単位)	709円	1,418円	2,127円
	要介護3 (745単位)	786円	1,572円	2,358円
	要介護4 (815単位)	860円	1,720円	2,580円
	要介護5 (884単位)	933円	1,866円	2,798円

②多床室（表2）

	要介護度	1割負担額	2割負担額	3割負担額
サービス利用に係わる自己負担額 (1日あたり)	要支援1 (451単位)	476円	952円	1,428円
	要支援2 (561単位)	592円	1,184円	1,776円
	要介護1 (603単位)	637円	1,273円	1,909円
	要介護2 (672単位)	709円	1,418円	2,127円
	要介護3 (745単位)	786円	1,572円	2,358円
	要介護4 (815単位)	860円	1,720円	2,580円
	要介護5 (884単位)	933円	1,866円	2,798円
通常の送迎費 (1回あたり184単位)		1割 195円	2割 389円	3割 583円
通常の交通手段で、契約者での送迎が困難な心身に障害のある契約者の入退所の送迎を事業所で行います。利用申請の際にご相談下さい。なお、通常の送迎の実施範囲は山科区、伏見区醍醐支所管内、滋賀県大津市追分町・藤尾奥町・横木地区となっており、この範囲を超える送迎については対応できない場合もございます。また、範囲を超える送迎対応が可能であった場合でも、上記加算に加えて別途費用がかかります。				

※上表のサービス利用料は、1日あたりの併設型短期入所生活介護費に地域区分10.55円を乗

じて計算しております。

注1 所得に応じて減額があります。

注2 端数処理の関係で、実際の請求額と1円程度の差が出ることがあります。

注3 利用者が、要介護（支援）認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護（支援）の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注4 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

【各種加算料金（介護予防・要介護共通）】

加算名	1割負担額	内 容
機能訓練体制加算 (1日あたり12単位)	13円	常勤の理学療法士等を1名以上配置することで算定されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日あたり18単位)	19円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置することで算定されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日あたり6単位)	7円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、または常勤職員75%以上、または、勤続7年以上30%以上配置した場合に算定されます。
療養食加算 (1食あたり8単位)	9円	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・脂質異常症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定されます。
個別機能訓練加算 (1日あたり56単位)	59円	専従として配置された機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、個別の機能訓練計画を作成した上で、個別の機能訓練を機能訓練指導員が直接実施する場合に算定されます。

【各種加算料金（要介護）】

加算名	1割負担額	内 容
看護体制加算(Ⅰ) (1日あたり4単位)	5円	常勤の看護職員を1名以上配置することで加算されます。看護体制加算(Ⅲ)を算定する場合は算定いたしません。
看護体制加算(Ⅱ) (1日あたり8単位)	9円	常勤換算方法で看護職員を1名以上配置し、かつ24時間の連絡体制を確保することで加算されます。看護体制加算(Ⅳ)を算定する場合は算定いたしません。
夜勤職員配置加算(Ⅰ) (1日あたり13単位)	14円	夜勤職員数について、国が定める基準よりも1名以上多く配置した場合に算定されます。
緊急短期入所受入加算 (1日あたり90単位)	95円	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急で行った場合、利用日から起算して7日(家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定されます。
口腔連携強化加算 (1回あたり)	53円	歯科専門職との連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下での歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供で月に1回限り算定。
生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月あたり)	11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行なっており、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行なっている場合に算定されます。

看取り連携体制加算 死亡日及び死亡日以前 30日以内について、7日 間を限度(1日あたり)	68円	看取り期における対応方針を定め、利用者または家族の同意を得た上で、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に、亡くなられた日からさかのぼって30日以内について7日間を限度に算定されます。
--	-----	---

※ 2割負担、3割負担の各種加算の負担額は、1割負担額のそれぞれ約2倍、約3倍となります。

【その他の加算】

介護職員処遇改善加算 ※令和6年5月まで

国が定める基準に適合し、介護職員の処遇改善等を実施しているものとして、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)に以下の割合を乗じた単位を加算します。

- (I) 8.3%
- (II) 5.9%
- (III) 3.3%

介護職員等特定処遇改善加算 ※令和6年5月まで

上記「介護職員処遇改善加算」と同様に、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)に以下の割合を乗じた単位を加算します。

- (I) 2.7%
- (II) 2.3%

介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月まで

現行の処遇改善加算を取得しているサービス事業所を対象に、賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に用いるという要件で、「介護職員処遇改善加算」と同様に、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)に以下の割合を乗じた単位を加算します。

1.6%

介護職員等処遇改善加算I ※令和6年6月以降

キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たし、介護職員の処遇改善等を実施している場合に、所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位)に以下の割合を乗じた単位を加算します。

14.0%

7. 介護保険給付対象外サービスの料金

以下のサービスは、契約者が選定し利用するサービスで利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 食事の提供にかかる費用

種類	内容	利用料
食費	・契約者に提供する食事の調理に要する費用と材料の費用です。	朝食 350円
		昼食 660円
		夕食 660円

(2) おやつ提供にかかる費用

おやつ代	契約者に提供するおやつの調理に要する費用と材料の費用です。	1食 110円
------	-------------------------------	---------

(3) 滞在にかかる費用

滞在費(1日)	多床室料金	従来型個室料金
	1,250円	1,800円

(4) 契約者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

行事食追加費用	誕生日会、季節行事等の特別献立時の材料費の追加額相当分です。	500円
外食費用	事業所が行った外出行事等で外食に要した費用	実費
その他	その他個人の嗜好により提供した特別な食事に要した費用	実費

(5) 理美容にかかる費用

【理美容サービス】(ビューティヘルパー)

月に2回(第2・4金曜日)理容師・美容師の出張による理美容サービス(調髪、パーマ、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。

メニュー	1回あたりのサービス料金
丸刈り	2,000円
カット・ブロー(男性・女性)	2,400円
毛染め・洗髪・ブロー	4,500円
カット・パーマ・洗髪・ブロー	6,500円
カット・毛染め・洗髪・ブロー	6,500円
ベッドサイド料金	別途500円追加
ロング料金(洗髪メニュー) ※肩より下の長さ	別途1,000円追加

(6) レクリエーションや行事の材料にかかる費用

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

生け花教室	花材材料費	1,320円(12月後半のみ2,200円)
その他	費用実費程度	実費

(7) 複写物の交付にかかる費用

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、写しを必要とする場合には実費をご負担いただきます。

写しの交付	1枚につき	20円
写真の交付	1枚につき	50円

(8) 入退所の送迎に係る通常の送迎範囲を超える特別の送迎費用

特別送迎費 (1回につき)	「通常の送迎の実施範囲」(p.3 参照) である山科区、伏見区醍醐支所管内および滋賀県大津市追分町・藤尾奥町・横木地区を除く区域	1,000円
---------------	--	--------

(9) テレビカードにかかる費用

ご利用中の居室でのテレビ視聴については、プリペイドカード式の有料となります。カードは事業所にて販売しております。

テレビ	テレビカード1枚で20時間視聴できます。	1枚 1,000円
-----	----------------------	-----------

(10) 利用キャンセルに伴い発生する費用

前日 16 時まで申し出がなかった場合	・食費相当額 (1日分)	1,670円
	・おやつ費用相当額 (1日分)	110円
	・滞在費相当額 (1日分)	
	・従来型個室	1,800円
	・多床室	1,250円

※1 食事のみのキャンセルのお申し出も前日の16時までにお問い合わせ致します。以降のキャンセルにつきましては、提供予定であった食費相当額をいただきます。この際には、介護保険負担限度額の割引は適用されません。

(11) その他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、契約者が負担することが適当と認められる費用 (オムツ代は介護費用に含まれています)。

ティッシュペーパー等	個人購入	実費
------------	------	----

8. 利用料の負担軽減制度について

(1) 介護保険負担限度額認定による軽減

食費と滞在費には段階によって補足給付 (特定入所者介護サービス費) の対象となり負担限度額が以下ようになります。

利用者負担段階		居住費 (1日)		食費 (1日)
		多床室	従来型個室	
第1段階	生活保護受給者または市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されており、かつ預貯金などが単身で1,000万円、配偶者がいる方は合計2,000万円以下の方など	0円	320円 (令和6年8月～380円)	300円
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額(非課税年金を含む)の合計が80万円以下で、かつ預貯金などが単身で650万円、配偶者がいる方は合計1,650万円以下の方など	370円 (令和6年8月～430円)	420円 (令和6年8月～480円)	600円
第3段階 ①	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額(非課税年金を含む)の合計が80万円超120万円以下で、かつ預貯金などが単身で550万円、配偶者がいる方は合計1,550万円以下の方など	370円 (令和6年8月～430円)	820円 (令和6年8月～880円)	1,000円
第3段階 ②	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額(非課税年金を含む)の合計が120万円超で、かつ預貯金などが単身で500万円、配偶者がいる方は合計1,500万円以下の方など	370円 (令和6年8月～430円)	820円 (令和6年8月～880円)	1,300円

(2) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

市民税世帯非課税者であって、生計維持の困難な方が対象です。

(3) 利用者負担減免制度利用の注意事項

① (1) (2) の各種減額については、京都市各区役所保健福祉センター高齢介護保険担当窓口での申請手続きが必要になります。

② 減額対象であることの確認できる認定証等の書類を利用毎に事業所にご提示下さい。提示がない場合は減額対応ができません。

9. 利用の中止、変更、追加

契約者は、利用予定日の前に、契約者の都合により、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業所に申し出ることにします。

① 利用前日 16 時以降の利用中止

契約者が、利用予定日の前日 16 時まで申し出がなく、それ以後に利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として 7 (10) に定める「利用キャンセルに伴い発生する費用」をお支払いいただきます。この場合、介護保険負担限度額認定による負担の軽減は適用されません。

② サービス利用の変更・追加に応じられない場合

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日程を契約者に提示して協議します。

10. 利用料金のお支払方法

前記 6～9 の料金及び費用は、1 か月ごとに計算し、翌月 15 日までに請求しますので、翌月 25 日までに、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 窓口での現金支払
- ② 預金口座からの自動引き落とし
- ③ 銀行口座への振り込み
- ④ 現金書留

11. 事業所利用上の留意事項

(1) 持ち込みの制限

ペット、危険物、公序良俗に反するもの、その他管理者が指定するものは、事業所内に持ち込めません。

(2) 面会について

面会時間は 9:00～20:00 となります。来訪者は、玄関受付にて面会カードに記帳していただきます。

(3) 外出について

外出をされる場合は、事前に所定の用紙で届け出て下さい。

(4) 食事のキャンセルについて

食事が不要な場合は、前日の16時までにお申し出下さい。前日の16時以降に申し出があった場合は、7(10)の※1に定めるとおり、提供予定の食費相当額をお支払いいただきます。この場合、介護保険負担限度額認定による負担の軽減は適用されません。

(5) 施設・設備の使用上の注意

①居室及び共用施設、敷地は、その本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(6) 施設における禁止行為

① けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為は禁じます。

② 施設の敷地内での喫煙はご遠慮ください。

③ 施設の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害する行為を禁じます。

④ 施設内で宗教及び政治に関し他人に迷惑を及ぼす過激な行為を禁じます。

⑤ 他者に関する個人情報について施設外へ漏らしてはなりません。

⑥ 他者に対する暴力または乱暴な言動、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為を禁じます。

⑦ その他運営規程で定められていること

(7) 転倒、転落のリスク

高齢になると骨がもろく、転倒転落の場合は骨折のリスクが高くなります。認知症状や筋力低下もあると介護事業所としてできる限りの対応はさせていただきますが、当事業所の入所者90人全ての方に常時付き添うことができません。万が一、職員の目の届かない所で転倒転落された場合は骨折の可能性があります。

(8) 誤嚥性肺炎・窒息のリスク

高齢者は嚥下機能が低下しており、口の中の唾液、痰、食物が気管に入って肺炎を起こしやすくなっています。

また、認知症状があるご利用者が食べられると思って口に入れてしまい、喉に詰まる可能性もあります。高齢者は常に誤嚥性肺炎や窒息の危険性があります。

(9) 床ずれ（褥瘡）発生のリスク

高齢になり認知症状も進行すると食欲が減り、急に食べられなくなったり、一人で動くことができなくなり、横になる時間が増えてきます。

その場合、床ずれができないように身体の向きを変えたり、床ずれ予防マットを使用したりして床ずれができないようにできる限り対応致しますが、栄養状態が悪くなると完全に予防できない場合もあります。

(10) 突発的な急変の可能性

高齢になると身体の全ての機能が衰えてきており、突然体調が悪化することも考えられます。その場合は、ご家族の連絡より先に協力医療機関への救急搬送となる場合があります。

1 2. 個人情報の保護

「個人情報の保護に関する法律」、「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「京都市個人情報保護条例」を遵守し、契約者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期するとともに、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしません。また、退職後も同様とします。

当事業所における契約者およびその家族の個人情報の利用目的は次のとおりです。

- (1) 当該事業所が契約者等に提供するサービス
- (2) 業務の維持・改善のための資料
- (3) 学生等の実習への協力
- (4) 介護保険事務
- (5) 協力医療機関と連携を図るための情報共有
- (6) 科学的介護情報システム「LIFE」での厚生労働省への情報提供
- (7) 業務上必要な行政への対応
- (8) ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- (9) 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出等
- (10) 外部監査機関、評価機関等への情報提供

以上の利用目的以外で契約者の情報を利用する場合は、契約者に対し個別に理由を説明し同意を得た上で行います。

1 3. 事故発生時の対応

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに契約者の家族及び関係機関や京都市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

1 4. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

1 5. 非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 6. 感染症対策の強化

当事業所は、感染症の発生、またはまん延を防止するために、以下の措置を講じます。

- (1) 感染症対策に関する定期的な委員会の開催
- (2) 感染症対策に関する指針の整備
- (3) 定期的な研修の実施

17. 業務継続に向けた取組み

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、以下の措置を講じます。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 定期的な研修及び訓練（シミュレーション）の実施

18. 虐待防止のための取組み

当事業所は、虐待の発生またはその再発の防止等のため、担当者を定めて以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

19. 身体的拘束等の適正化のための取組み

契約者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為は行いません。ただし、当該契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きを経たうえで身体等の拘束を行うものとします。

契約者に対する身体的拘束適正化のため、以下の措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修実施

20. ハラスメント防止のための取組み

当事業所は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場内において職員に対する以下のハラスメントの防止のために必要な措置を講じます。

ここでいうハラスメントとは、行為者を限定せず優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で下記(1)から(3)のいずれかの行為に該当するものとします。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
（パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメント、他）

- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ
(セクシャル・ハラスメント)

2.1. 当事業所の苦情の受付

(1) 当事業所における苦情受付窓口

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者	生活相談員 倉窪 ゆかり 生活相談員 野里 亜希子
○苦情解決責任者	管理者(施設長) 中田 泰司
○受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (12/30～1/3を除きます)
○受付電話番号	075-572-6677

○第三者委員	山本 喜裕
○連絡先	075-581-3977

- ※1 当事業所では、相談解決実施要領書にもとづき、契約者またはご家族からの相談及び苦情に迅速かつ適切に対応します。

(2) 当事業所以外の苦情受付窓口

当事業所以外に、お住まいの市町村及び京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口
第三者委員等でも苦情を受け付けております。

- ①京都府国民健康保険団体連合会 TEL: 075-354-9011
- ②山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当
TEL: 075-592-3290
- ③伏見区醍醐支所保健福祉センター健康長寿推進課高齢介護保険担当
TEL: 075-571-6471
- ④滋賀県大津市役所健康保健部介護保険課 TEL: 077-528-2753

2.2. 第三者評価の受審状況

当施設では、個々のサービス事業者の組織運営及びサービス提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを主な目的として、介護サービス第三者評価を受審しています。

直近の受審年月日：令和5年1月31日

評価機関名称：一般社団法人京都市老人福祉施設協議会

評価結果につきましては、当施設ホームページおよび京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページで閲覧いただけます。

- ・特別養護老人ホームヴィラ山科 http://www.takedahp.or.jp/group/welfare/villa_y/
- ・京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 <https://kyoto-hyoka.jp/>

23. 利用契約の終了

当事業者との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了し、契約者に退所していただくこととなります。

(1) 契約が終了する場合

- ①契約者が死亡した場合。
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が自立と認定された場合。
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ④事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合。
- ⑥契約者から退所の申し出があった場合。（詳細は（2）をご参照下さい。）
- ⑦事業者から退所の申し出を行った場合。（詳細は（3）をご参照下さい。）

(2) 契約者からの契約終了の申し出（契約解除、上記⑥）

契約の有効期間であっても、契約者から契約終了を申し出ることができます。その場合は、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除し、事業所を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合。
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めた短期入所生活介護サービスを実施しない場合。
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により契約者の身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥他の利用者が契約者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(3) 事業者からの契約終了の申し出（契約解除、上記⑦）

以下の事項に該当する場合には、原則として当事業者からの契約解除及び即時退所となります。

- ①契約者またはその家族等が、契約締結時に契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②契約者及びその家族等が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ③契約者が、他の介護保険施設に入所した場合。
- ④契約者による、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）利用契約書第9条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、30日以内の支払いを定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。

24. 連帯保証人

契約締結にあたり、連帯保証人を求めることがあります。

連帯保証人は、入所契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負うこととなります。契約者が利用料等の諸費用を支払わない場合は、極度額（上限額）30万円を連帯保証人が支払うものとします。